

# 宮多地区堆肥舎建築工事

豊見山氏：堆肥舎

令和5年度

公益財団法人 沖縄県農業振興公社

豊見山氏：堆肥舎

工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事						工事年度	令和5年度	
工事場所	多良間村字塩川2732番地						図面名称 縮 尺	表 紙	
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社						図面番号		
摘要								名 称	建築設計 a i r
審 査	課 長	副 參 事	設 備 事 業 監	班 長	主 幹	担当者	設 計 者	資 格 者 氏 名	下 地 秀 政
								登 錄 番 号	一級建築士 登 錄 第 313070号
								所 在 地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)

図面リスト

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	特記仕様書(1)	S-01	構造設計標準仕様書
A-02	特記仕様書(2)	S-02	鉄筋エンクリート構造配筋標準図(1)
A-03	特記仕様書(3)	S-03	鉄筋エンクリート構造配筋標準図(2)
A-04	特記仕様書(4)	S-04	柱状図
A-05	案内図・計画概要	S-05	伏せ図・部材リスト・輪組図
A-06	配置図・求積図		
A-07	仕上表・平面詳細図・屋根伏図・母屋詳細図		
A-08	立面図・断面図		
A-09	断面詳細図		
A-10	赤土流出防止対策図		
A-11	雑詳細図		

豊見山氏：堆肥舎

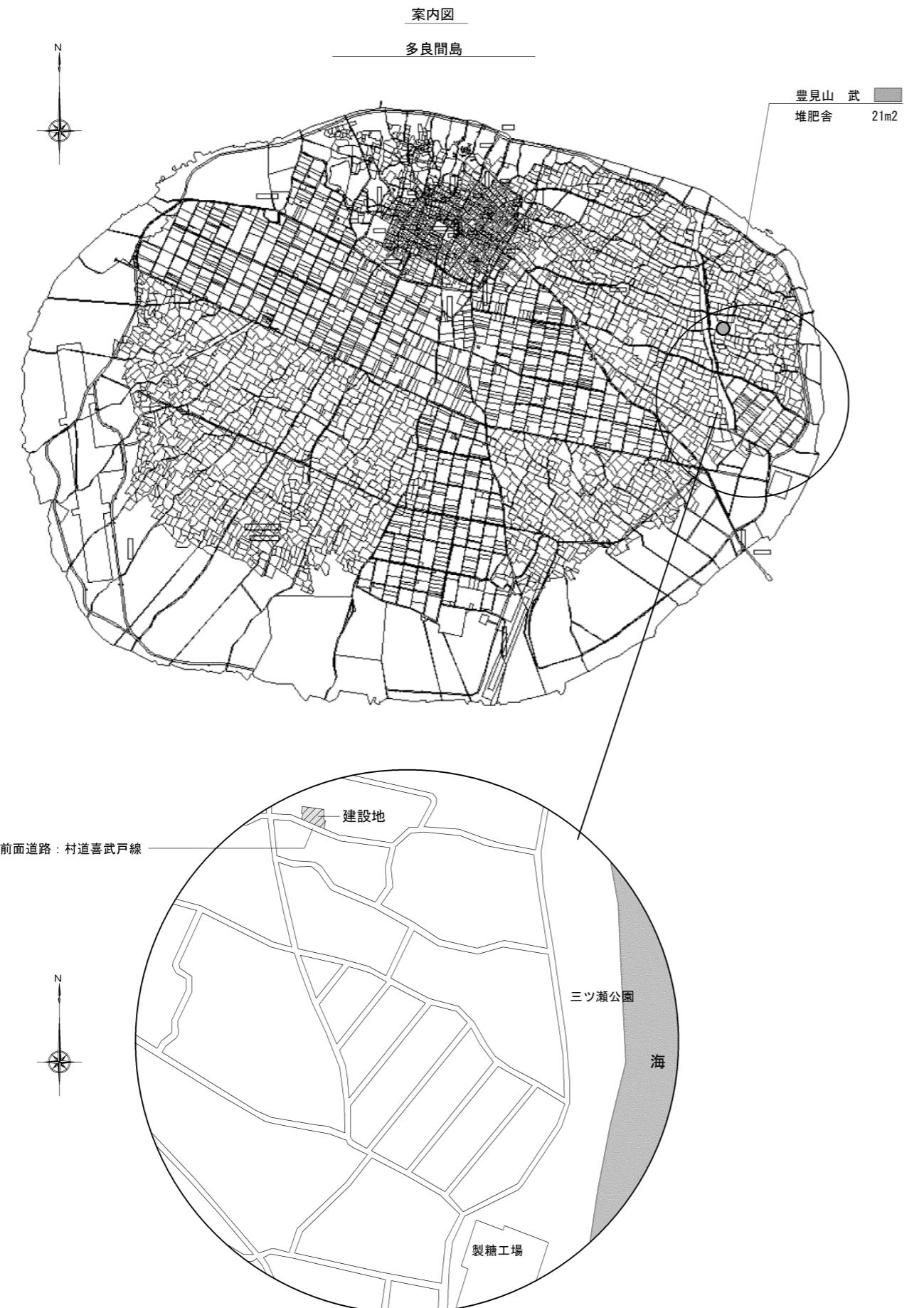
工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事		工事年度	令和 5 年度	
工事場所	多良間村字塩川2732番地			図面名称 縮 尺	図面リスト noscale
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社			図面番号	A-00
摘要				名 称	建築設計 a i r
設計者	管理建築士	設計	製図	資格者氏名	下 地 秀 政
備考				登録番号	一級建築士 登録 第 313070 号
				所在 地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)

建築工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部																																		
令和4年7月改定版																																		
<b>1 工事概要</b> <p>(1) 工事名 : 宮古地区堆肥舎建築工事(豊見山氏)      (2) 工事場所 : 沖縄県宮古郡多良間村字塩川2732番地      (3) 敷地面積 : 214.68 m<sup>2</sup>      (4) 工事種目 : 新築</p> <p>建築物 建築物の名称 堆肥舎 主要用途 堆肥舎 構造及び階数 RC造平屋 工事種別 新築 建築面積 21.00m<sup>2</sup> 延べ面積 21.00m<sup>2</sup> イ 工作物及び立木 工作物等の名称 数量</p>		<p>(4) 工事監理業務への協力等      イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。      ハ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。      ハ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。</p> <p>(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合について      本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。</p> <p>(6) 県産資材の優先使用      本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。</p> <p>(7) 下請業者の県内企業優先活用      請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。</p> <p>(8) 不発弾等発見時の処理について      本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。      また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。      なお、これについては、下請業者へも周知すること。</p> <p>(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について      ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。      イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。      ハ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。      ハ さし替の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に入りすることがないようにすること。      オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「下法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。      カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。      キ アかられる事につき、下請契約における受注者を指導すること。</p> <p>(10) 不正軽油の使用の禁止等について      ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。      イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。</p> <p>(11) 設計図書における資材等の取扱いについて      ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。      イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図とのおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督員の承諾を得るものとする。      ハ 「参考図」は建設工事請負契約第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。</p> <p>(12) ガイドライン等の遵守について      設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(營繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。</p> <p>(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について      ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料をい。)内の事業主が納付義務を負う保険料(以下「法定福利費」という。)を明示すること。      また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。</p> <p>イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。      【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】  <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf</a>      【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】  <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf</a>      【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】      ホーム&gt;政策&gt;仕事&gt;土地・建設産業&gt;建設産業・不動産業&gt;各団体が作成した標準見積書  <a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const Tk2_000082.html">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const Tk2_000082.html</a></p> <p>(4) 工事監理業務への協力等      ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。</p>																																
<p>2 本工事の設計時期      本工事の設計書は、令和6年3月点までの沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。</p> <p>3 建築工事仕様      (1) 標準仕様      図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁常務部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」[令和4年版](以下「標準仕様書」という。)による。</p> <p>(2) 特記仕様      ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。      イ 特記事項は、「」に○印の付いたものを適用する。      「」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。      「」と※に○印がついた場合は共に適用する。      ハ 項目及び特記事項に記載の「」内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。      ハ 特記事項に記載の「」(参)は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考図の当該項目を示す。</p> <p>4 その他      (1) 公共事業労務費調査に対する協力      ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要な事項を正確に記入し、必要な協力をわななければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。      イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後ににおいても、同様とする。      ハ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならぬ。      カ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策      受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)」に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。      ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力をすること。      イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。      ハ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。</p> <p>(3) ワンデーレスポンスの実施      ア この工事はワンデーレスpons実施対象工事である。      「ワンデーレスpons」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。      イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。      ハ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。      カ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。</p> <p>(4) 工事監理業務への協力等      ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>項 目</th> <th>特 記 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">一般 共通 事項</td> <td rowspan="1">① 適用基準等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築工事監理指針(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁常務部監修</li> <li>建築工事標準詳細図(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁常務部</li> <li>敷地調査共通仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁常務部</li> <li>建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和4年版)(一社)公共建築協会</li> <li>營繕工事写真撮影要領(令和3年版)</li> <li>磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部</li> <li>沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部</li> <li>構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項(令和4年4月)沖縄県土木建築部</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 工事実績情報の登録(1.1.4)</td> <td>登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">③ 工事の一時中止に関する事項(1.1.9)</td> <td>工事の一時中止に係る計画の作成</td> </tr> <tr> <td>(1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。      なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">4 工事の余裕期間</td> <td>(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。      本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。      (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。      (2) CORINS登録については、実工期間に技術者の従事期間の登録を行うこと。      (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。      (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。      (5) 受注者は、着手關係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。      (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手關係書類を提出するものとする。      (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。      (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 概工期(1.2.1)</td> <td>図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。</td> </tr> <tr> <td>建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">6 品質計画等(1.2.2)</td> <td>(1) 風速:V0 = 46 m/s (平12建告第1454号第2)      (2) 地表面粗度区分:      (8.4.3) (8.5.3) (9.4.4) (10.5.3) (13.2.3) (13.3.3) (14.3.4) (14.7.3)      (16.14.5) (23.5.4)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7 施工図等(1.2.3)</td> <td>(1) 施工図等の著作権に關わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。      (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">8 工事の記録(1.2.4)</td> <td>(3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9 電気保安技術者(1.3.3)</td> <td>沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。</td> </tr> <tr> <td>電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10 施工条件(1.3.5)</td> <td>施工順序等の制約      • 無し      • 有り【・現場説明書による・図示・工事車両の駐車場所:・図示・現場説明書による・資材、機材置場:・図示・現場説明書による・建設発生土の仮置場:・図示・現場説明書による・その他の施工条件:・図示・現場説明書による・】</td> </tr> <tr> <td>工事名称 宮古地区堆肥舎建築工事 工事場所 多良間村字塩川2732番地 発注機関 公益財団法人 沖縄県農業振興公社 摘要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">検印</td> <td>工事名称 宮古地区堆肥舎建築工事 工事場所 多良間村字塩川2732番地 発注機関 公益財団法人 沖縄県農業振興公社 摘要</td> </tr> <tr> <td>名 称 建築設計air 設計者名 下地秀政 登録番号 一級建築士 登録 第303070号 所在地 宮古島市平良字下里1201-61階</td> </tr> </tbody> </table>		章	項 目	特 記 事 項	一般 共通 事項	① 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築工事監理指針(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁常務部監修</li> <li>建築工事標準詳細図(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁常務部</li> <li>敷地調査共通仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁常務部</li> <li>建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和4年版)(一社)公共建築協会</li> <li>營繕工事写真撮影要領(令和3年版)</li> <li>磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部</li> <li>沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部</li> <li>構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項(令和4年4月)沖縄県土木建築部</li> </ul>	② 工事実績情報の登録(1.1.4)	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。	③ 工事の一時中止に関する事項(1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成	(1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。	4 工事の余裕期間	(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS登録については、実工期間に技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 (5) 受注者は、着手關係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手關係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。	5 概工期(1.2.1)	図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。	6 品質計画等(1.2.2)	(1) 風速:V0 = 46 m/s (平12建告第1454号第2) (2) 地表面粗度区分: (8.4.3) (8.5.3) (9.4.4) (10.5.3) (13.2.3) (13.3.3) (14.3.4) (14.7.3) (16.14.5) (23.5.4)	7 施工図等(1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に關わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。	8 工事の記録(1.2.4)	(3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。	9 電気保安技術者(1.3.3)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。	10 施工条件(1.3.5)	施工順序等の制約 • 無し • 有り【・現場説明書による・図示・工事車両の駐車場所:・図示・現場説明書による・資材、機材置場:・図示・現場説明書による・建設発生土の仮置場:・図示・現場説明書による・その他の施工条件:・図示・現場説明書による・】	工事名称 宮古地区堆肥舎建築工事 工事場所 多良間村字塩川2732番地 発注機関 公益財団法人 沖縄県農業振興公社 摘要	検印	工事名称 宮古地区堆肥舎建築工事 工事場所 多良間村字塩川2732番地 発注機関 公益財団法人 沖縄県農業振興公社 摘要	名 称 建築設計air 設計者名 下地秀政 登録番号 一級建築士 登録 第303070号 所在地 宮古島市平良字下里1201-61階
章	項 目	特 記 事 項																																
一般 共通 事項	① 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築工事監理指針(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁常務部監修</li> <li>建築工事標準詳細図(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁常務部</li> <li>敷地調査共通仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁常務部</li> <li>建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和4年版)(一社)公共建築協会</li> <li>營繕工事写真撮影要領(令和3年版)</li> <li>磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部</li> <li>沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部</li> <li>構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項(令和4年4月)沖縄県土木建築部</li> </ul>																																
	② 工事実績情報の登録(1.1.4)	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。																																
		③ 工事の一時中止に関する事項(1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成																															
			(1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。																															
	4 工事の余裕期間		(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS登録については、実工期間に技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 (5) 受注者は、着手關係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手關係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。																															
		5 概工期(1.2.1)	図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。																															
			建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。																															
		6 品質計画等(1.2.2)	(1) 風速:V0 = 46 m/s (平12建告第1454号第2) (2) 地表面粗度区分: (8.4.3) (8.5.3) (9.4.4) (10.5.3) (13.2.3) (13.3.3) (14.3.4) (14.7.3) (16.14.5) (23.5.4)																															
			7 施工図等(1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に關わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。																														
				8 工事の記録(1.2.4)	(3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。																													
		9 電気保安技術者(1.3.3)			沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。																													
			電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。																															
		10 施工条件(1.3.5)	施工順序等の制約 • 無し • 有り【・現場説明書による・図示・工事車両の駐車場所:・図示・現場説明書による・資材、機材置場:・図示・現場説明書による・建設発生土の仮置場:・図示・現場説明書による・その他の施工条件:・図示・現場説明書による・】																															
工事名称 宮古地区堆肥舎建築工事 工事場所 多良間村字塩川2732番地 発注機関 公益財団法人 沖縄県農業振興公社 摘要																																		
検印	工事名称 宮古地区堆肥舎建築工事 工事場所 多良間村字塩川2732番地 発注機関 公益財団法人 沖縄県農業振興公社 摘要																																	
	名 称 建築設計air 設計者名 下地秀政 登録番号 一級建築士 登録 第303070号 所在地 宮古島市平良字下里1201-61階																																	
<p>(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。</p> <p>(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省告示第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。</p> <p>一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW)      ア パックホウ      イ 車輪式トラクタショベル      ウ ブルドーザ      エ 発動発電機      オ 空気圧縮機      カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)      キ ローラ類      ク ホイールクレーン</p>																																		
<p>12 交通安全管理(1.3.8)</p>																																		
<p>13 発生材の処理等(1.3.11)</p>																																		
<p>国道6路線及び県道7路線における警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号)</p> <p>(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>発注者に引き渡すもの</td> <td>発生材の種類</td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場において再利用を図るもの</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。</p> <p>(3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。      また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。</p> <p>(5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。</p> <p>(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について      ア 舗装切削作業に伴い、切削機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物とい。)については、廃棄物吸引機能を有する切削機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとのし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。      「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水(汚濁)に関する調査結果」を用いても差し支えない。  &lt;a href="http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/as_ufaruto.html</p>	発注者に引き渡すもの	発生材の種類	特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法		現場において再利用を図るもの																													
発注者に引き渡すもの	発生材の種類																																	
特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法																																		
現場において再利用を図るもの																																		





⑯ 左 官 工 事	1 ラス系下地 (15.2.4)	(1) 種類: ・通気工法(・二重下地・単層下地) ・直貼り工法(・ラスマル下地・ラシートマル下地) ・外張熱工法で断熱材の外側に胴縫を施工する形 式の通気工法を行う場合( ) (2) 建築基準法に基づく耐力壁、防火構造、準耐火構造等の指 定がある場合の下地の仕様( )	7 ステンレス製建 具 (16.6.2)(16.6.3)	(1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等) (2) 表面仕上げ:【※HL・バイプレーション・鏡面・】	2 カーペット敷き (19.3.2) (19.3.3) (表19.3.1) (表19.3.2)	施工箇所 カーペットの種 類・種別 厚さ パイル 形状等 工法 ・グリッパー・全面接着 ・グリッパー・全面接着
	2 せっこうボード その他のボード 下地(15.2.5)	材料 種類 厚さ	8 木製建具 (16.7.2) (16.7.4)	(1) かまち戸 かまちの樹種: 鏡板の樹種: (2) ふすま 上張りの種類: 縁の仕上げ:	3 合成樹脂塗床 (19.4.3)	エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類:
	③ モルタル塗り (15.3.2)(15.3.5)	(1) モルタル: ・現場調合材料・既調合材料( ) (2) 既製目地材の適用及び形状: (3) 床の目地の設置及び工法: (4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験: 【・実施する・実施しない】	9 建具用金物 (16.8.2)(16.8.3) (表16.8.1)	(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法 形式 金物の種類 見え掛け部の材質 備考 (2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。	4 フローリング張 り (19.5.2)(19.5.3)	施工箇所 工法 品名 備考(樹種、種別等)
	4 仕上塗材仕上 げ(15.6.2) (表15.6.1)	種類 呼び名 仕上げの形状・工法等	10 鍵 (16.8.4)	(1) マスターキー:【・製作する・製作しない】 (2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまと めて納品する。	5 フローリングボ ードの特殊張り (19.5.2)	体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床 は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」に よる。
	5 マスチック塗料 塗り(表15.7.2)	工程 種別 塗料その他	11 自動ドア開閉裝 置(16.9.3) (表16.9.4)	(1) 戸の開閉方法:【・引戸・開き戸・折戸】 (2) センサーの種類:	6 置敷き (19.6.2)	(1) 置の種別【・A種・B種・C種・D種(種別: )】 (2) 置表に使用する材料は沖縄県産とする。
	6 せっこうプラス ター塗り (15.8.2)(15.8.3)	(1) 下塗り及び中塗りに用いるせっこうプラスター ・既調合プラスター(下塗り用)・現場調合プラスター(下塗り用) (2) 上塗り:・既調合プラスター(上塗り用)・しつくい塗り	12 シャッター (16.11.2) (16.12.2) (16.12.4)	(1) シャッターの種類:【・重量( )・軽量】 (2) 耐風圧強度: (3) 開閉機能:【・手動式・電動式】 (4) 重量シャッターの場合のシャッターケース: 【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式: 【・インターロッキング形・オーバーラッピング形】	7 せっこうボード その他のボード及 び合板張り (19.7.2) (19.7.3) (表19.7.5)	(1) せっこうボード 規格名称 種類の記号 厚さ 施工箇所 目地工法の種類 (2) 合板の種類 合板の名称 施工箇所 その他の仕様 ※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第 12章第3項及び第4項を適用する。
	7 しつくい塗り (15.10.2)	(1) しつくい:・現場調合材料・既調合材料( )	13 オーバーヘッド ドア(16.13.2)	(1) 耐風圧性能の区分: (2) 開閉機能:【※バランス式・チェーン式・電動式】 (3) 収納形式による区分:	8 壁紙張り (19.8.2)	(1) 品質及び防火性能:【】
	8 ロックワール吹 付け(15.12.3)	仕上げ厚さ:	14 ガラス (16.14.2) (16.14.4) (16.14.5)	(1) ガラスの種類及び厚さ等 ガラスの種類 厚さ等 備考 (2) ガラス留め材 建具の種類 材種 (3) 熱線反射ガラスの映像調整: (4) ガラスブロックの材料及び工法 表面形状呼び寸法 厚さ 壁用金属枠 補強材 色 金属製化粧かべ	9 断熱材の種類及び厚さ: (19.9.3)(19.9.4)	断熱材の種類及び厚さ:【】
	1 防火戸等 (16.1.3)(16.1.6)	(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。 (2) 防犯建物部品の適用は、図示による。	20 ユニット 及びその 他工事	1 フリーアクセス プロア(20.2.2)	施工箇所 寸法 高さ 耐震性能 所定荷重 帯電防 止性能 漏えい抑 抗	
	2 見本の製作等 (16.1.4)	(1) 建具見本の製作:【・行う・行わない】 (2) 特殊な建具の仮組:【・実施する・実施しない】	2 可動間仕切 (20.2.3)	施工箇所 構造形式 構成基材 遮音性 表面仕上げ 建具寸法等		
	3 アルミニウム製 建具 (16.2.2) (16.2.4) (16.2.5) (表14.2.1) (表16.2.1)	(1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・防音ドアセット ・断熱ドアセット ・耐震ドアセット	3 移動間仕切 (20.2.4)	施工箇所 種類 表面材 操作方法 遮音性 備考 あと施工アンカの使用:【・有り・無し】材質、寸法等は図示に よる。		
	4 樹脂製建具 (16.3.2) (16.3.3) (16.3.4) (16.3.5) (表16.3.1) (表16.3.2) (表16.3.3) (表16.3.4)	(1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・防音ドアセット ・断熱ドアセット	4 トイレブース (20.2.5)	表面材の材質 脚部の形状及び寸法 ドアエッジの形状及び材質		
	5 鋼製建具 (16.4.2)	(3) 表面色: (4) 水切り及びぜん板等の加工及び組立は、図示による。 (5) ガラス:※複層ガラス・単板ガラス・三重ガラス (6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・】 (1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等)	5 手すり (20.2.6)	(1) 手すり 【・SUS304(表面処理・※HL程度)・ ・鋼製(表面処理・溶融亜鉛めっき) (※標準仕様書表14.2.2による種別(・種類))】		
	6 鋼製軽量建具 (16.5.2) (16.5.3) (表16.2.1)	(1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・簡易気密型ドアセット (3) ピニールの種類:【・JIS G 3302・JIS G 3317】 (1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等)	6 階段滑り止め (20.2.6)	材種 形状 寸法 備考		
	7 ピニール床シート 等 (19.2.2)(19.2.3)	(1) ピニール床シートの材料及び工法 施工箇所 種類の記号 色柄 厚さ 熱溶接工法の適用 ・有り・無し (2) ピニール床タイル、ゴム床タイル 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等 (3) 特殊機能床材の適用: 【・帯電防止床シート又は床タイル・視覚障害者用床タイル ・耐動荷重性床シート・防滑性床シート又は床タイル】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等	7 ブラインド (20.2.14)	形式 種類 スラットの材質 スラットの幅 施工箇所		
	8 ロールスクリー ン(20.2.15)	操作方式 幅及び高さ 材種 品質等 施工箇所				
	9 カーテン (20.2.16)	形式 開閉操作 きれ地の種別等 施工箇所 備考				
	10 間知石及びコン クリート間知ブ ロック積み (20.4.2) (20.4.3)	(1) 間知石 材種 目塗り 目地の材種・厚さ等 施工箇所 図示[A- ]				
	11 くつふきマット (23.4.2)	(2) コンクリート間知ブロックの適用がある場合の種類及び質量 区分:【・】				
	12 流し台ユニット (23.5.2)(23.5.3) (23.5.4)	(1) くつふきマットの材種:【・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製・ステンレス鋼(SUS304)製】 (2) 受け枠の材種: 【・硬質アルミニウム合金製・ステンレス鋼(SUS304)製】 名称 寸法 適用内容 規格・品質 備考				
	21 排水工事	施工箇所 カーペットの種 類・種別 厚さ パイル 形状等 工法 ・グリッパー・全面接着 ・グリッパー・全面接着				
	22 補 装 工 事	(1) 側塊 形状 寸法 備考 (2) 排水栓 種類 適用荷重 備考 (3) グレーチング 材質 用途 適用荷重 メインバーピッチ 備考 (4) 地業の材料:【】 基床の厚さ及び種類:図示による。 コンクリート縁石及び側溝 名称 規格名称 形状 寸法等 備考				
	23 植 栽 及 び 屋 上 綠 化 工 事 工 事	1 植栽地の確認 (23.1.3) (23.2.2) (23.2.3) (1) 植栽地の土壌試験: (2) 暗きよ、開きよ及び排水層等の設置は、図示による。 (3) 土壤改良材: (4) 植込み用土:				
	2 植樹 (23.3.2) -(23.3.4) (23.3.6)	(1) 種類等 樹木の種類 樹高(m) 有効土層の 厚さ(cm) 支柱の形 備考 整備範囲は図 示による				
	3 芝張り等 (23.4.2)	(2) 新植樹木の枯損償の期間:【※1年・( )年】 (3) 移植樹木の枯損処理を行う期間:【※1年・( )年】 (1) 芝の種類: (2) 種子の種類及び量: (3) 地被類 樹種 芽立数 コンテナ径 単位面積当たり のコンテナ数				
	4 屋上緑化 (23.5.2)(23.5.3) (23.5.4)	土壌層の厚 排水層の厚 樹木の樹種、寸 法、数量 支柱の形式 かん水装置 ※見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等は、図示による。 ※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職 員と協議すること。				
	工事名称	宮古地区堆肥舎建築工事	工事年度	令和5年度		
	工事場所	多良間村字塩垣1273番地	面積	建築工事特記仕様書(その4)		
	発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社	縮尺	-		
	摘要	図面番号	A-04			
	検印	管理建築士 設計 製図 名稱 設計者 登録番号 一級建築士 登録 第303070号 所在地 宮古島市平良字下里1201-6(1階)	設計者 登録番号 所在地			



## ■ 計画概要書

工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事（豊見山武 堆肥舎）	
敷地概要	地名地番	多良間村字塩川2732番地
	敷地面積	214.68 m <sup>2</sup>
	都市計画区域	都市計画区域外
	用途地域	・
	防火地域	・
	指定建蔽率	・
	指定容積率	・
	高さ制限	・
	日影規制	・
	道路	多良間村道喜武戸線
建物概要	建物用途	堆肥舎
	工事の種別	新築工事
	構造	鉄筋コンクリート造
	階数	平屋建て
	地盤面	GL+0.00m
	最高高さ	4.250 m
	軒高さ	4.000 m
	建築面積	21 m <sup>2</sup>
	床面積	1階床面積 21 m <sup>2</sup> 延べ床面積 21 m <sup>2</sup>

豊見山氏：堆肥舎

工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事			工事年度	令和 5 年度	
工事場所	多良間村字塩川2732番地			図面名称 縮 尺	案内図・計画概要 noscale	
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社			図面番号	A-05	
摘要						
設計者	管理建築士 資格者氏名		設計 建築設計 a i r		登録番号 一級建築士 登録 第 313070 号	下 地 秀 政
備考					所在 地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)

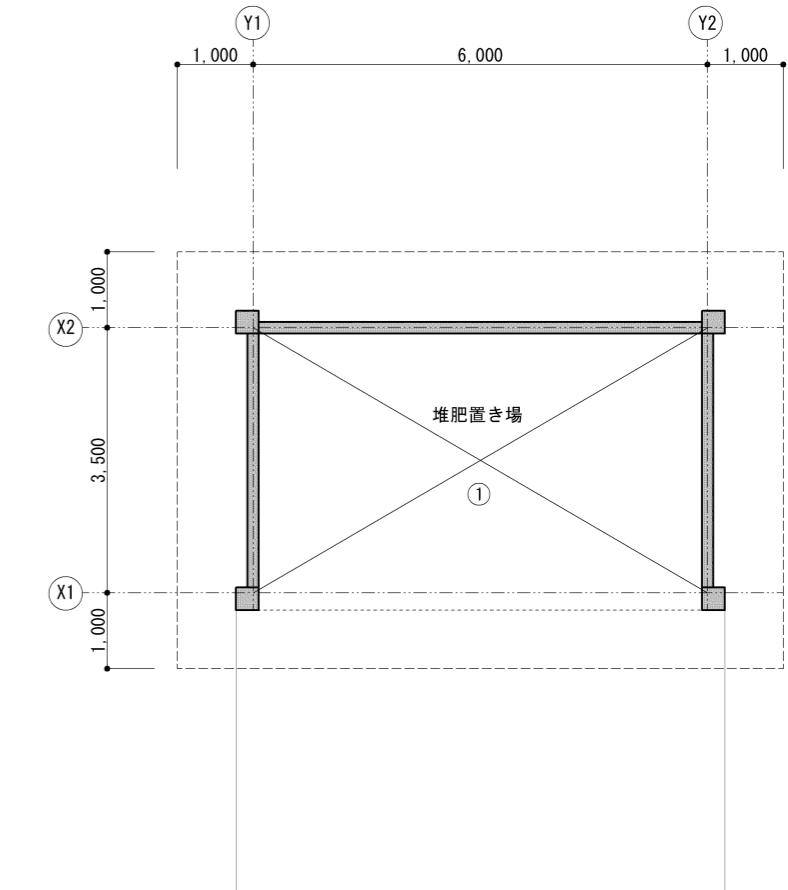
配置図

A1:1/400・A3:1/800



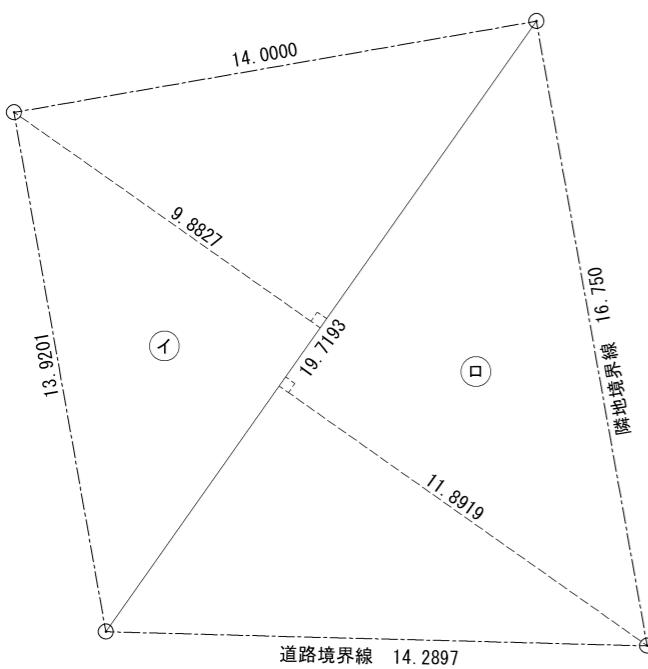
建物求積図

A1:1/50・A3:1/100



敷地求積図

A1:1/100・A3:1/200



敷地求積表

符号	底辺	高さ	倍面積
(イ)	19.7193	9.8827	194.8799
(ロ)	19.7193	11.8919	234.4999
合計			429.3798
合計面積			214.6899
地積			214.68 m <sup>2</sup>



建物求積表

階	場所	番号	X (m)	Y (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	小計 (m <sup>2</sup> )
1	堆肥置き場	①	6.00	3.50	21.000	21.000
延べ床面積						21.00
建築面積						21.00

豊見山氏：堆肥舎

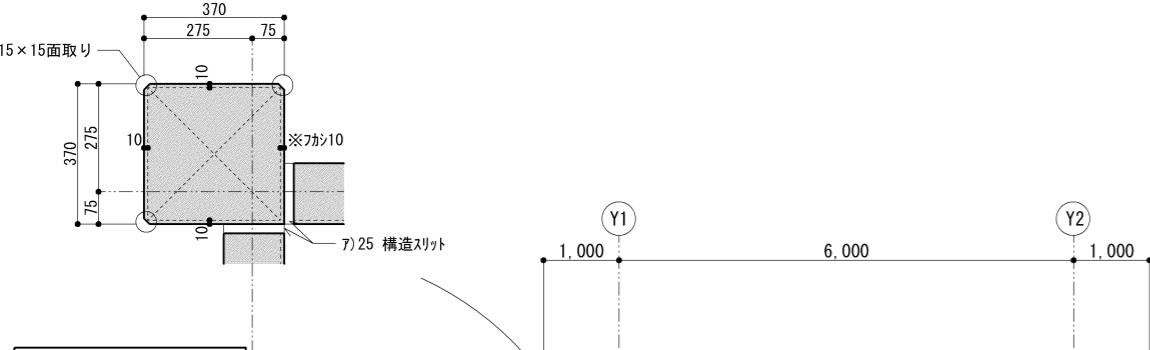
工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事			工事年度	令和 5 年度			
工事場所	多良間村字塩川2732番地			図面名称 縮尺	配置図・求積図 図示			
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社			図面番号	A-06			
摘要								
設計者	名 称	建築設計 air						
備 考	資格者氏名	下 地 秀 政						
	登録番号	一級建築士 登録 第 313070 号						
	所在 地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)						

## 内外部仕上表

堆肥 舎	屋根	J)1.5 塩ビ畜産波板（スレート小波）山高18mm ピッチ63mm. JIS表示許可製品 国土交通大臣認定 光線透过率5%以下。 ステンレススクリュービス使用 L=65. ワッシャーパッキン。 木製下地組. 母屋 @450 杉60×120.	壁	コンクリート打放し補修 (15×15 壁水平部面取り)	その他の	ステンレス製アイボルト×20ヶ所設置。
	床	J)100 コンクリート刷毛引き仕上げ Φ5×150×150 ワイヤーメッシュ敷込み. J)0.15防湿シート敷き				
柱・梁	柱角部面取り	エプロン	J)100 コンクリート刷毛引き仕上げ (15×15角部面取り) Φ5×150×150 ワイヤーメッシュ敷込み. ひび誘発目地.			

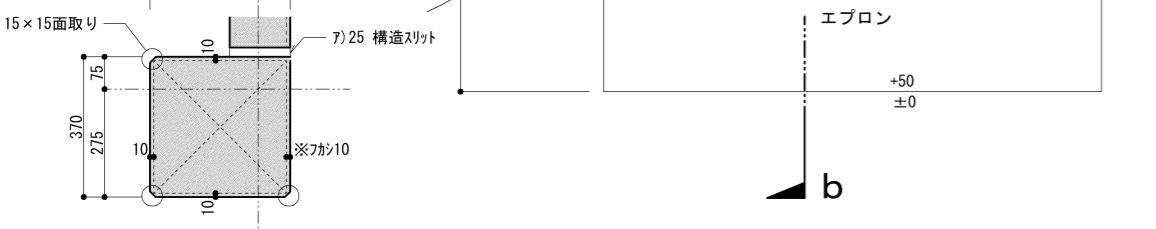
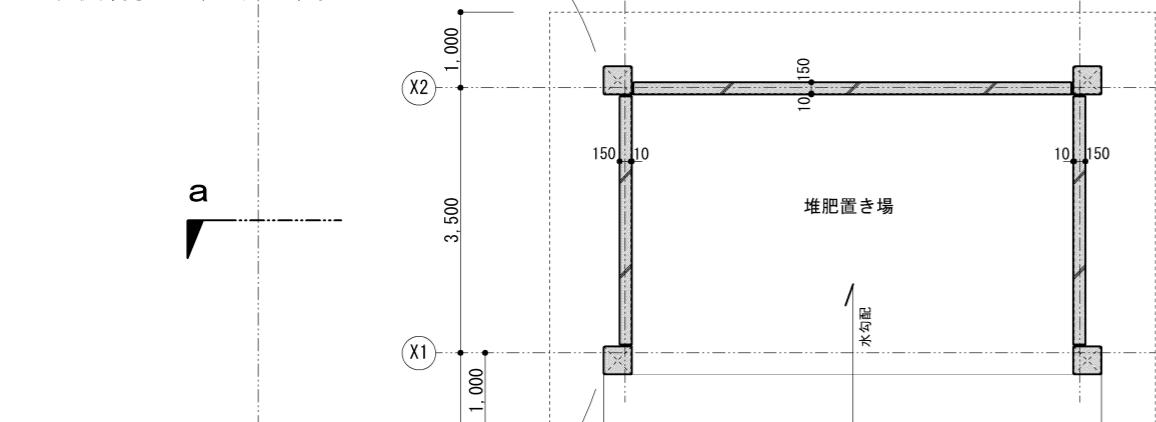
平面詳細図 ※ 建築物の中心の地表面を設計GLとする。また、図中のレベルは設計GLからの高さを示す。

A1:1/50-A3:1/100

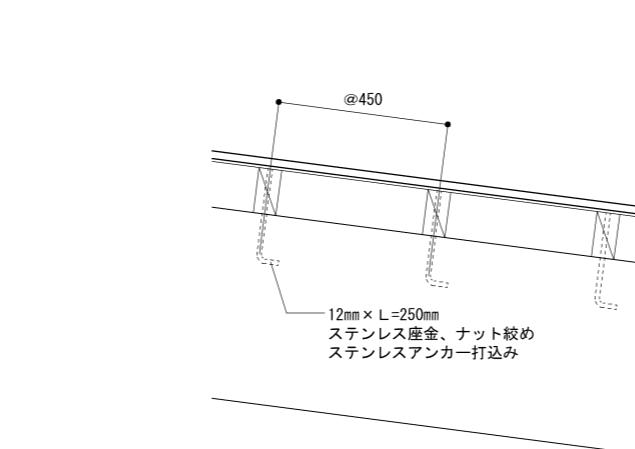
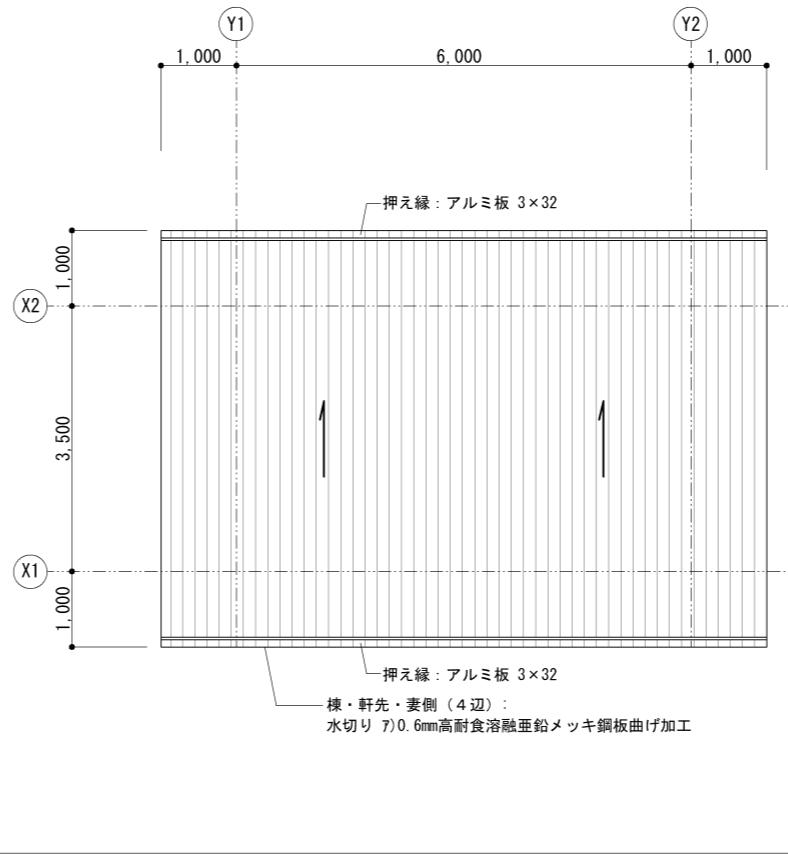


柱角部面取り詳細図 A1:1/10-A3:1/20

※ 面取り高さはGL+2,150までとする。

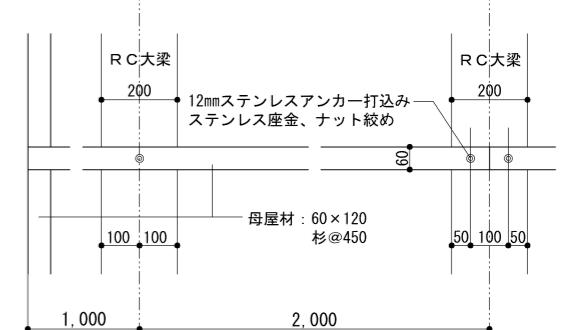


屋根伏図 A1:1/50-A3:1/100

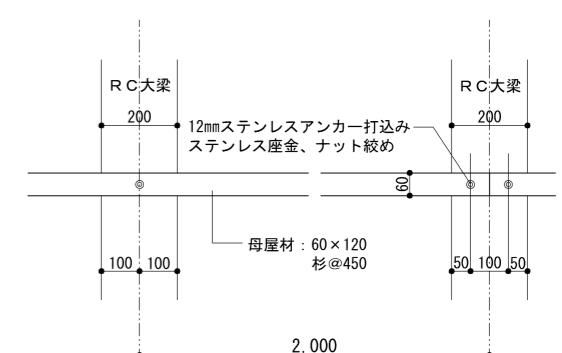


断面詳細図

母屋詳細図 A1:1/10-A3:1/20



平面図(妻側)



平面図(一般部)

## 屋根特記事項

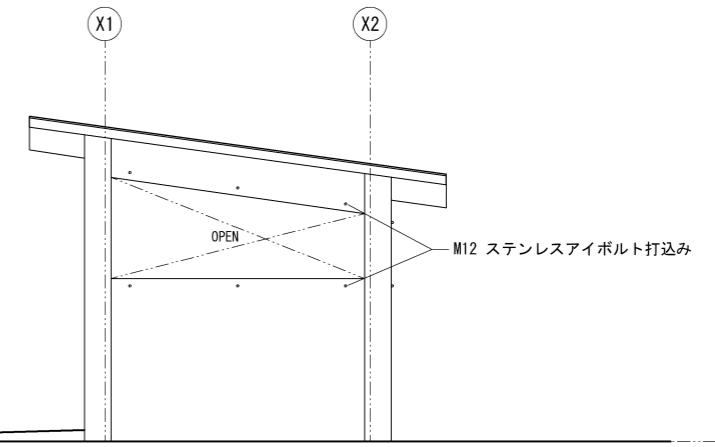
1. 母屋取付用ステンレスアンカーは、M12×250とする。
2. 屋根材取付用ステンレススクリュービスのピッチは、軒、棟周辺1mまでは@450×63(全山)とし、一般部は@450×125(1山飛ばし)とする。
3. 母屋材の上端には、ブチルゴムシートを張り絶縁処理を行う。
4. 屋根材の重ね部分は、シーリング処理を行う。

豊見山氏：堆肥舎

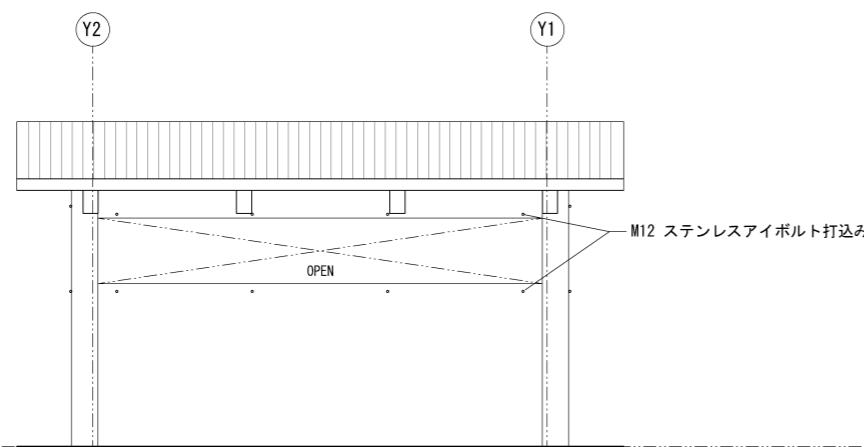
工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	多良間村字塩川2732番地			図面名称 縮尺	仕上表・平面図詳細図・屋根伏図 図示	
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社			図面番号	A-07	
摘要				名 称	建築設計 a i r	
設計者	管理建築士	設計	製図	資格者氏名	下 地 秀 政	
備考				登録番号	一級建築士 登録 第 313070 号	
				所在 地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)	



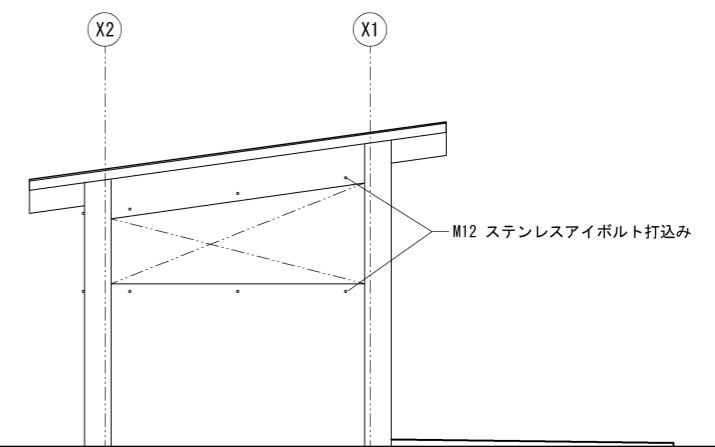
南立面図



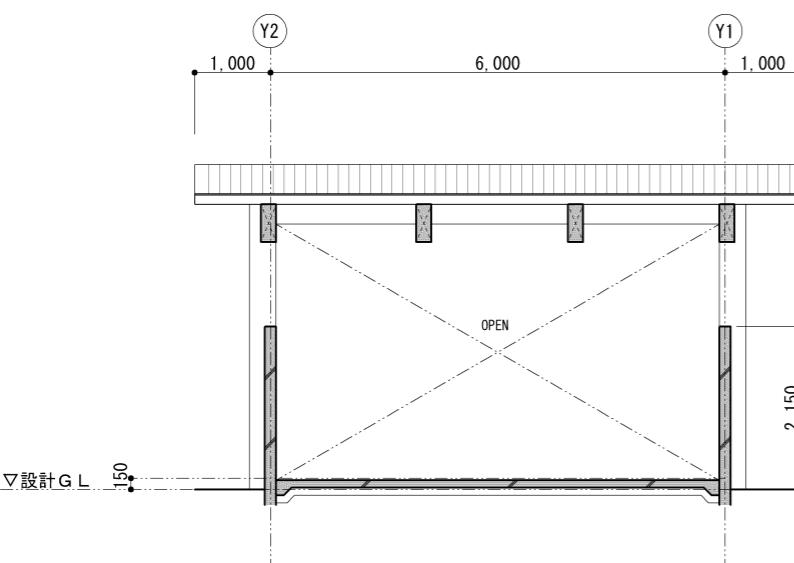
東立面図



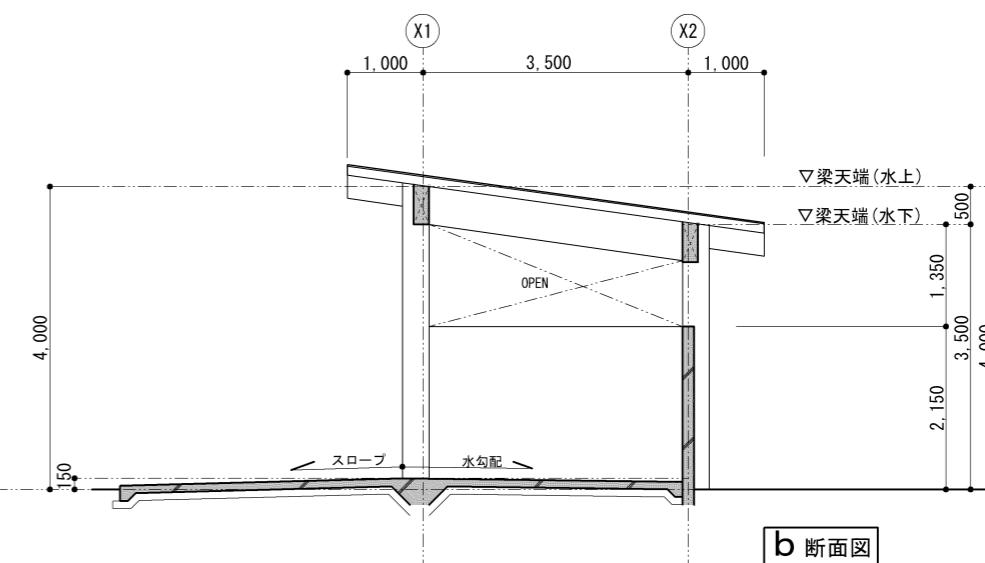
北立面図



西立面図



a断面図

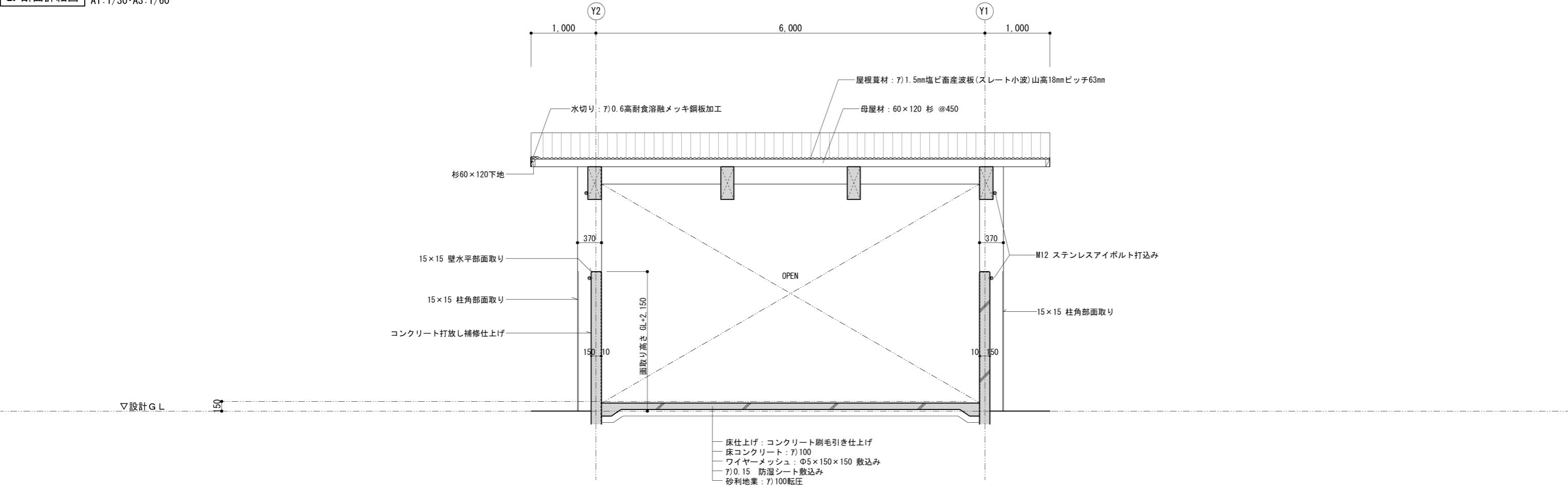


b断面図

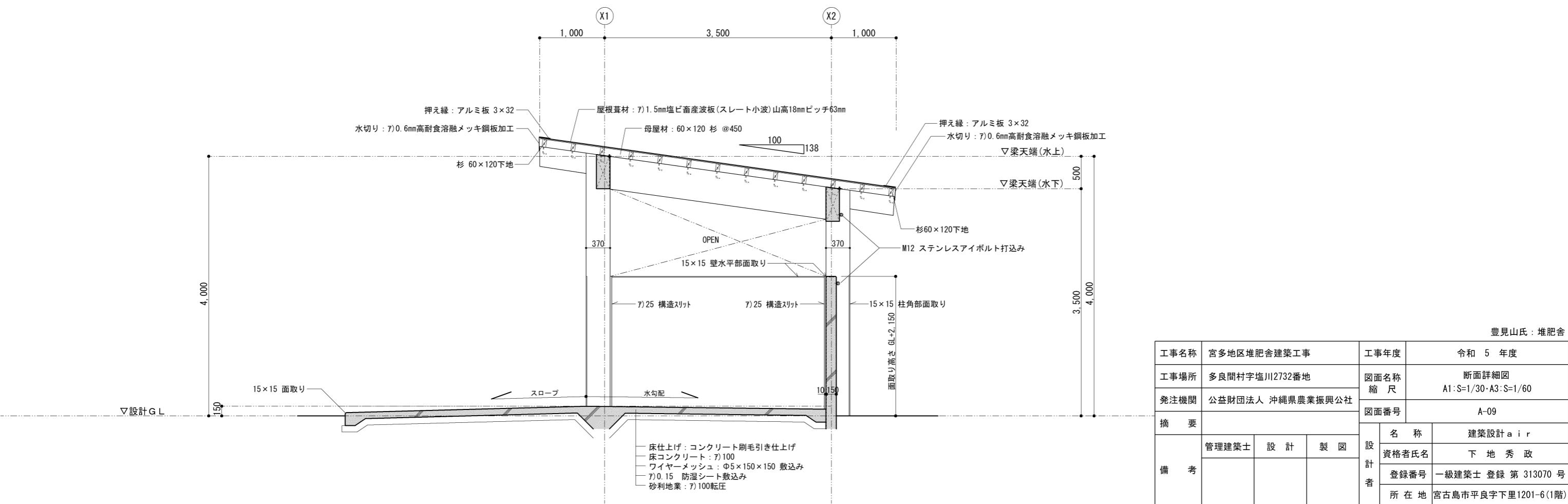
豊見山氏：堆肥舎

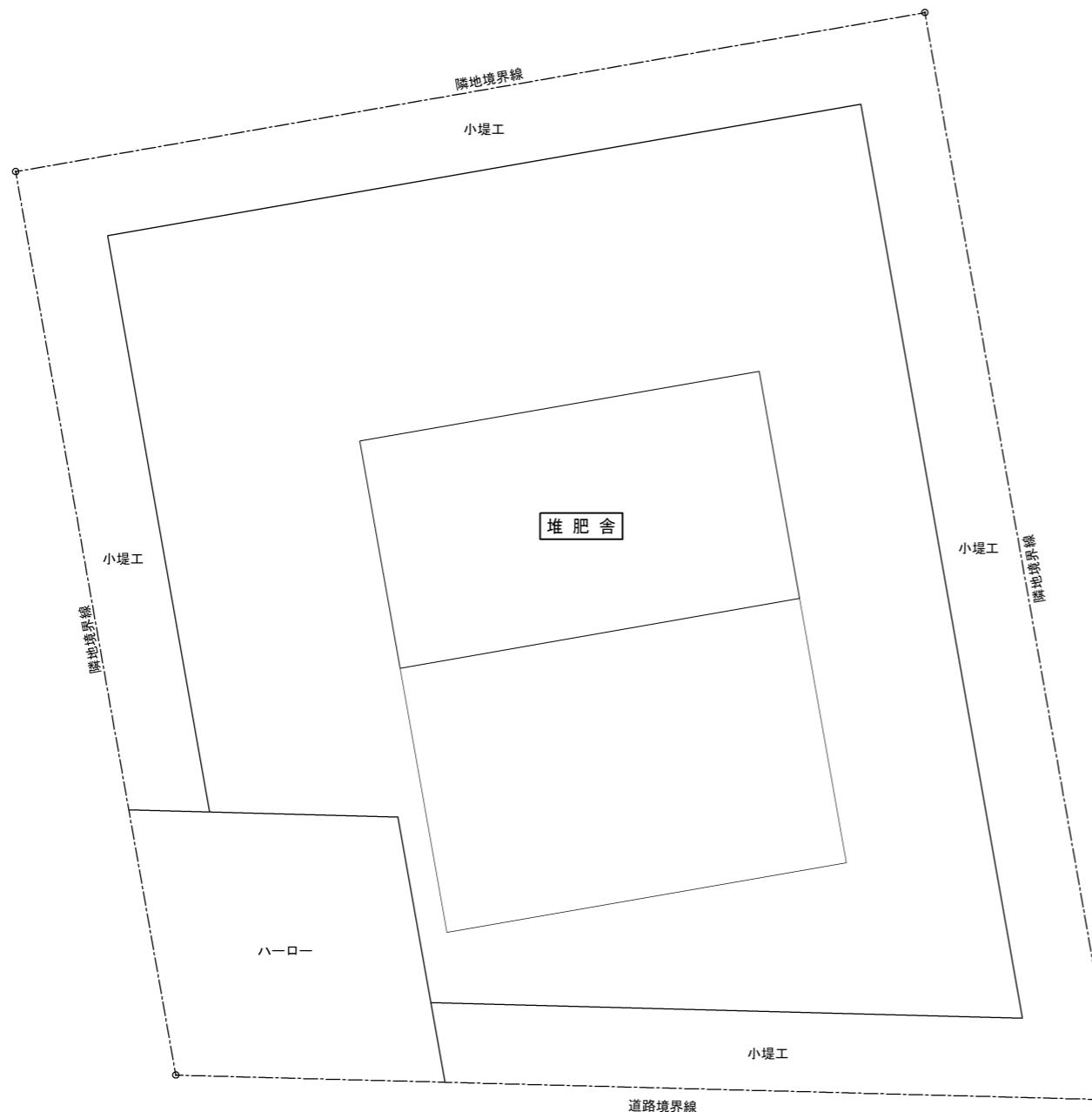
工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事			工事年度	令和 5 年度	
工事場所	多良間村字塩川2732番地			図面名称 縮 尺	立・断面図 A1:S=1/50・A3:S=1/100	
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社			図面番号	A-08	
摘要				名 称	建築設計 a i r	
設計者	管理建築士	設計	製図	資格者氏名	下 地 秀 政	
備考				登録番号	一級建築士 登録 第 313070 号	
				所在 地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)	

a 断面詳細図 A1:1/30・A3:1/60

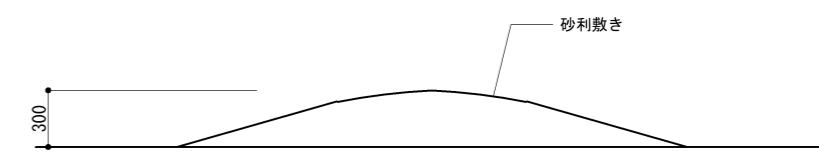
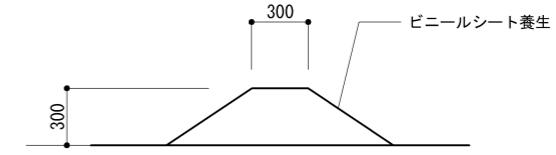


b 断面詳細図 A1:1/30・A3:1/60



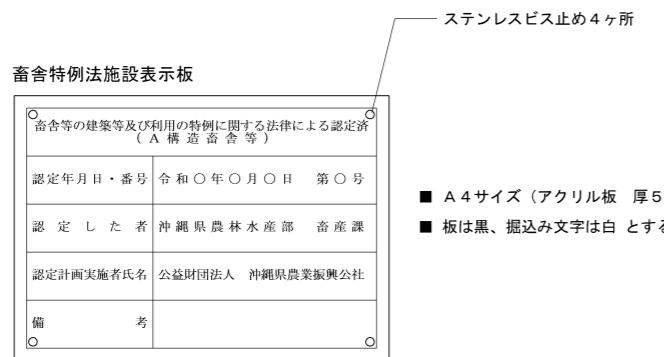
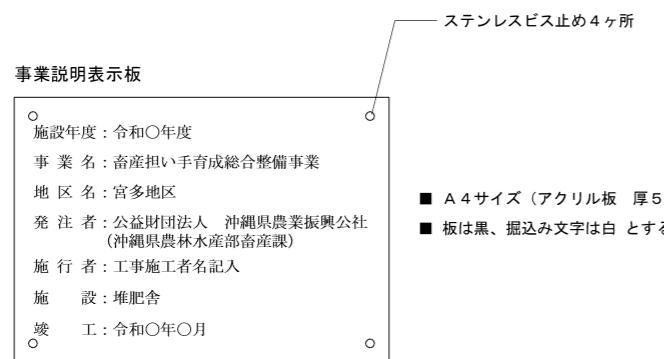


※ 裸地が発生する期間は小堤工にて対策を行なう。



豊見山氏：堆肥舎

工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事			工事年度	令和 5 年度	
工事場所	多良間村字塩川2732番地			図面名称 縮 尺	赤土流出防止対策図 図 示	
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社			図面番号	A-10	
概 要				設 計 者	名 称	建築設計 a i r
備 考	管理建築士	設 計	製 図		資格者氏名	下 地 秀 政
					登録番号	一級建築士 登録 第 313070 号
					所 在 地	宮古島市平良字下里1201-6(1階)



豊見山氏：堆肥舎

工事名称	宮多地区堆肥舎建築工事		工事年度	令和 5 年度
工事場所	多良間村字塩川2732番地		図面名称 縮尺	図面詳細図 図示
発注機関	公益財団法人 沖縄県農業振興公社		図面番号	A-11
摘要			設計者	名称 資格者氏名 登録番号 所在地
備考	管理建築士	設計	製図	下地 秀政 一級建築士 登録 第 313070 号 宮古島市平良字下里1201-6(1階)